

質問

海外で加工された食品（輸入食品）の食品添加物は、どのように確認されているのか。

回答 結城氏

輸入食品については、検疫所において食品衛生法に基づき、食品添加物や残留農薬等の検査を実施しており、違反があった場合は、積戻しか廃棄するかなどの措置を行う。

個人が海外で購入し、日本に持ち込んだ食品の検査は行っていないと思うが、国内に正式に流通している輸入食品については、検疫システムにより安全性が確保されていると考える。

質問

コンビニエンスストア等で売れ残った食品を、食用豚の飼料等に用いていると聞いたが、食品から添加物が食肉に移行することはないか。

回答

添加物は医薬品と異なり生物に対し効果効能を発揮する濃度で用いられないことから、コンビニエンスストア等で売れ残った食品等を食用豚に用いても残留するとは考え難い。

また、そのような食用肉を利用した食品についても収去検査を実施していることから、添加物の使用基準等に適合しない食品は流通することはない。